

拡大核抑止の有効性についての考察

バルト三国に対する NATO の拡大核抑止とロシアの動向



東京大学公共政策大学院

菊池 咲 (51-198027)

2020年2月19日

はじめに

広島、そして長崎に、世界で初めて核兵器が投下されてから 70 年以上が経過した。広島・長崎以降、核兵器は一度も使われることなく現在に至っているが、その政治的な意味合いや役割そのものは、今日においても国際政治の中心的なトピックの一つである。しかし、その軽重は決して一定ではなかった。国際政治情勢の変化や軍事技術の発展と共に、核兵器に対する見方やそのプレゼンスもまた変化してきたのである。

本論文は、NATO の核抑止の意義と限界について考えることを目的としている。核抑止の効用を考えることは、非常に難しい。最初の核兵器使用から 74 年経った現在に至るまで、一度たりとも核兵器が使用されていないという事実のみを以ってして、核抑止が存在していると結論付けることは、あまりに乱暴な議論である。例えば、アメリカとイギリスは共に核兵器保有国であるが、両国間の戦争が起こらなかった理由に核抑止の存在を挙げる人はいないだろう。国家間関係を規定するファクターは核に限らず、歴史的な文脈や友好関係の度合い、文化的経済的つながりの深度や明文化された同盟関係といった、様々な要素により構成されているからだ。しかし、共通の利益を持たない、もしくは双方のパワーバランスを超えて協調するに見合うだけの利益を共有しない国家の間においては、核の力学は引き続き大きな意味を持っていると考えられる。その代表的な例は、やはり今でもアメリカを中心とする NATO とロシアということになるだろう。アメリカとロシアが保有する核弾頭の数も現在でも合わせて 1 万発を超えており¹、両国の安全保障に関する考え方は現状においても大きく異なっている。そのことを世界が痛感する契機となったのが、2014 年に発生したロシアのウクライナ介入である。この事件以降、NATO とロシアの間の緊張関係は高まりを見せている。交渉と協調によって核兵器を廃絶させていくプロセスの実現性よりも、核抑止の存在について考える方が有益な状況が、再び現れているのである。

とはいえ、アメリカとロシアが直接に対峙するレベルにあるかと言えば、それはノーだろう。ロシアの経済規模や技術レベルはアメリカのそれには到底及んでおらず、超大国同士が睨み合う冷戦時のような抑止はここでは想定しない。核の傘とも呼ばれる、同盟関係に基づくアメリカの核の拡大抑止と、それに対するコミットメントが、NATO のロシアに対する相対的警戒感の変化に応じてどのような影響を受けているのかを論じることが、本論文の主題である。具体的にいえば、ウクライナ危機に至るまでの NATO とロシアの関係がどのようなものであったのか、ウクライナ危機以降、双方の安全保障に対する認識や核の役割がどのように変化したのか、ウクライナ同様旧ソ連構成国だっ

¹ SIPRI の 2019 年のレポートによれば、アメリカは 6185 発、ロシアは 6500 発の核弾頭を保有している。Stockholm International Peace Research Institute (2019), “Sipri Yearbook 2019: Armaments, Disarmament and International Security Summary”, Oxford University Press (https://www.sipri.org/sites/default/files/2019-08/yb19_summary_eng_1.pdf), p.11

た一方で NATO に加盟しているバルト三国（エストニア、ラトビア、リトアニア）への NATO の拡大抑止に対するコミットメントは、ウクライナ危機前後でどのように変化したのか、の3つの点に着目して議論を進めていきたい。

1. NATO 及びアメリカとロシアの関係の推移

冷戦終結後、対ソ連軍事同盟としての NATO は存在意義の再確認を迫られた。その過程において NATO は旧共産圏を含む欧州の安定維持を新たな課題とし、中東欧諸国との関係を強化した。1994 年に設立された「平和のためのパートナーシップ (PfP)」には、ロシアをはじめ多くの旧共産諸国が署名を行った²。1995 年には NATO が加盟国拡大に関する見解を発表³。1997 年には条件を満たす国家の申請により加盟を認める「オープン・ドア政策」³を掲げ、ポーランド、チェコ、ハンガリーを第一次拡大の対象としたことで、NATO の東方拡大がロシアとの間の懸案事項となった。ロシアとの緊張を緩和させるため、1997 年には NATO とロシアが安全保障に関わる問題を相互に協議する枠組みとして「NATO とロシアの相互協力における基本文章」が締結された⁴。これにより、ロシアは NATO の加盟国拡大に対し事前協議を求めることが可能となり、その代わりにポーランド、チェコ、ハンガリーへの第一次拡大については譲歩を行った⁵。NATO はこれを機に、NATO 加盟を求める旧ソ連諸国を含む旧共産諸国の加盟準備をサポートするため「加盟のための行動計画」(MAP: Membership Action Plan)を採択した。これを受け、旧ソ連国家であるバルト三国を含む7カ国が、加盟申請を行った。

しかし、バルト三国の NATO 加盟準備は、ロシアの NATO 東方拡大に対する警戒心を再び高める結果となった。同時期に行われたコソボ紛争をめぐる NATO のユーゴスラヴィア空爆は、ロシアの目からすれば多極的な国際ルールを無視したアメリカ極体制の暴走であり、将来的な NATO 域外への NATO の介入を示唆する出来事として、到底受け入れることの出来ないものであった⁶。その上に東方拡大の懸念が再び持ち上

² North Atlantic Treaty Organization, 'Signatures of Partnership for Peace Framework Document', 10 January 2012, [https://www.nato.int/cps/en/natolive/topics_82584.htm], (最終アクセス: 2019年11月19日)

³ North Atlantic Treaty Organization, 'Study on NATO Enlargement', 03 September 1995, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_24733.htm], (最終アクセス: 2019年11月19日)

⁴ North Atlantic Treaty Organization, 'Relations with Russia', 05 August 2019, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_50090.htm], (最終アクセス: 2019年11月19日)

⁵ 金子讓 (2003) “NATO の東方拡大: 第一次拡大から第二次拡大へ”、第6巻第1号 (2003年9月)、55-69頁

⁶ 兵頭慎治 (2002) “プーチン・ロシア新政権の対外・安全保障戦略”、防衛研究所紀

がったことで、NATO とロシアの関係は悪化していく。2000 年代半ばに旧ソ連諸国で相次ぎ起こった民主化運動（カラー革命）は、2000 年に「強いロシア」を掲げて誕生したプーチン政権の、アメリカおよび NATO に対する反発や不信感を増大させた。ジョージアのバラ革命、ウクライナのオレンジ革命、キルギスのチューリップ革命など、権威主義的な政治体制が民主化を求める国民の手で打倒されることが相次ぎ、これらの革命の背景にアメリカの扇動があったのではないかとロシアが疑念を抱いたためである。実際のところ、アメリカの支援がなかったわけではないものの⁷、その影響は極めて限定的であり、革命の本質は民衆の権威主義への強い不満にあるのは間違いない。しかし、ロシアからすれば、こうした出来事はアメリカの一極支配が招いたアメリカ的価値観の押し付けと、それによるロシアの“Sphere of Influence”（勢力圏）への侵入と捉えられたことになる。

2004 年には NATO の第二次拡大として MAP 参加国の NATO 加盟が実現し、バルト三国は旧ソ連国家初の NATO 加盟国となった。ジョージアやウクライナでも、親欧米政権が NATO 加盟を公言するようになり、2008 年には NATO 首脳会議において両国の将来的な NATO 加盟を歓迎する声明が発表された。NATO の東方拡大により、NATO とロシアの勢力圏が重なる場面が生じることとなったのである。

2. ロシアと勢力圏

そもそも、ロシアの勢力圏（“Sphere of Influence”）とはどのような意味を持つのか。小泉によれば「旧ソ連諸国は単なる外国ではなく、ロシアが一定の影響を及ぼすべき「勢力圏」⁸であり、勢力圏への西側からの侵食には対抗しなければならないという意識が働く。ロシアは冷戦後もなお、旧ソ連諸国に対して特別な利益を保持していると考えているのである。ソ連崩壊以降も、ソ連構成国の多くは独立国家共同体（CIS）へ加盟しており、ソ連構成国は独立国家となった後も尚、ソ連の盟主であったロシアの影響を強く受ける立場にある。ロシアは旧ソ連諸国が親米路線を採ろうとすると、武力行使を含む懲罰的対応を行ってきており⁹、勢力圏として影響を行使することを当然の如く捉えている。その最たる例が、ジョージアでありウクライナであった。バルト三国はソ連の崩壊を待たずに独立をしたことから CIS へは加盟していないものの、NATO への加盟にあたってはロシアの強硬な反対にあっている¹⁰。NATO の東欧拡大はロシアにとって、

要 第4巻第3号（2002年2月）、120-146頁

⁷ 小泉悠（2019）『「帝国」ロシアの地政学：「勢力圏」で読むユーラシア戦略』、東京堂出版、74頁

⁸ 小泉悠（2019）前掲、68頁。

⁹ 廣瀬陽子（2017）、「ウクライナ危機の長い影 ロシアと NATO」、国際問題 No.667（2017年12月）15-26頁、16頁

¹⁰ 小泉悠（2016）、『軍事大国ロシア：新たな世界戦略と行動原理』、作品社、86頁

アメリカの一極支配が招いたロシアの勢力圏への侵攻であり、安全保障上の大きな脅威であったと考えることが出来る。

このような観点から言えば、ロシアにとって最大の勢力圏であると言えるウクライナの NATO 加盟に向けた動きは、何としても阻止しなければならない事態であった。ウクライナは旧ソ連構成国の中でも、ロシアに次いで面積的にも人口的にも最大の国家である。ソ連時代から重工業が発展していたため経済的基盤も強く、ソ連崩壊後もロシアがクリミア半島にあるセヴァストポリ軍港を租借するなど軍事的要所をも有しており、ウクライナを勢力圏に留めておくことはロシアにとっての一大関心事であった¹¹。ウクライナ国内のロシア系住民の割合は 17.3% (2001)¹²と一見そこまで高くはないが、ウクライナ人は「民族的にも、言語・宗教・文化などの面からもロシア人との共通性が高く、時に「ほとんど我々」とも呼ばれる」¹³こともあり、ウクライナはロシアにとって、経済的にも軍事的にも文化的にも特別な意味を持つ国であるということが出来る。

一方のバルト三国は、ロシア帝国、ソ連、ドイツからの占領を経験しており、第二次世界大戦後再びソ連に再占領されソ連構成国家となった歴史的経緯を持つ。ソ連及びロシアはバルト三国に対する自身の位置付けを「ドイツ占領からの解放者」とみなしている一方、バルト三国はソ連時代を「再占領」と捉えており、双方の認識には未だギャップが存在している¹⁴。2007 年にはエストニアにて、第二次世界大戦時のソ連兵を讃える銅像の撤去が行われることが決定したが、それに反対するロシア系住民と警察の衝突が暴動に発展する事態も発生した¹⁵。しかし、ソ連への編入については法的根拠のない併合であったことが判明しており、ロシアもその事実を認めている¹⁶。こうした背景もあり、バルト三国はソ連崩壊を待たずして、独立を回復することとなった。国内の民族構成もウクライナとは大きく異なっている。バルト三国のロシア系住民の割合は、エストニア 24.8% (2011)、ラトビア 25.2% (2018)、リトアニア 5.8% (2011) となっており¹⁷、ウクライナ程にロシアとは近くない。バルト三国はその名の通り、バルト海へ接しており海上の要所ではあるものの、バルト海への不凍港としてロシアは飛び地であるカリーニングラードを有しており、バルト三国に保有する軍事基地も存在しない。ウク

¹¹ 小泉 (2019)、前掲、131 頁

¹² Central Intelligence Agency, 'The World Fact Book', [<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/>], (最終アクセス：2019 年 9 月 11 日)

¹³ 小泉 (2019)、前掲、133-134 頁

¹⁴ 小泉 (2019)、前掲、85-127 頁

¹⁵ The New York Times, 'Estonia removes Soviet-era war memorial after a night of violence', 27 April 2007, [<https://www.nytimes.com/2007/04/27/world/europe/27iht-estonia.4.5477141.html>], (最終アクセス：2019 年 9 月 12 日)

¹⁶ 小泉 (2019)、前掲、111 頁

¹⁷ Central Intelligence Agency, *op.cit.*

ライナと比べると、ロシアの勢力圏としての優先度は低かったと言えるだろう。

なお、第一次拡大で NATO 加盟を果たしたポーランド、チェコ、ハンガリーに至っては、連邦構成国ではない上に、ウクライナやジョージア程の文化的歴史的親和性もなければ国内に抱えるロシア系住民も僅かであった。一概に旧共産諸国と言っても、既に NATO 加盟を果たしている東欧諸国とそうでない国家とでは、ロシアの勢力圏としての重要性に大きな差があるのである。

3. ロシアの核戦略とエスカレーション抑止戦略

ロシアの核戦略について考える上で、ロシアの通常兵力が NATO の通常兵力に対して劣後しているという事実を考慮する必要がある¹⁸。ロシアは非戦略核兵器¹⁹について、通常兵器の劣後を補うものであると考えており、非戦略核兵器と通常兵器との境目はそれ程大きくない²⁰。従って、核兵器使用に対するハードルは、NATO 加盟の核兵器保有国と比べて低く設定されているということが言える。実際にロシアは、通常兵器に対する核先制使用(first-use)の可能性を認めており、ロシアの核心的利益に関わる脅威に対しては、核兵器によって対応するとの姿勢を明らかにしており、「エスカレーション抑止戦略」として核戦略に盛り込んでいる²¹。ロシアが採用するエスカレーション抑止戦略とは、積極的に非戦略核兵器である戦術核の先制使用を明示することにより、敵国が戦術核の先制使用を誘発する可能性のある攻撃を思いとどまる (de-escalation of aggression) ことを期待する戦略である²²。戦術核の先制使用に対して核兵器による報復を行うと、全面核戦争へのエスカレーションにつながる危険があるため、敵は核による報復を行わず。従って、敵国は戦術核の先制使用を誘発しないよう、通常兵器の使用も含め慎重に行動しなくてはならなくなる、というロジックである。ロシアが保有す

¹⁸ JACEK DURKALEC and MATTHEW KROENIG (2016), “NATO’s Nuclear Deterrence: Closing Credibility Gaps”, *The Polish Quarterly of International Affairs*, 2016, no. 1, pp.37-50, p.38

¹⁹ 戦略核兵器の定義は一様ではないが、一般的に敵国を直接攻撃することのできる長距離ミサイル（射程 5,500km 超）及び戦略爆撃機に搭載される核兵器を戦略核兵器、中距離ミサイル（射程 500km～5,500km）に搭載される核兵器を戦域核兵器、短距離ミサイル（射程 500km 以下）に搭載される核兵器を戦術核兵器と言う。なお、威力に関しても一般的には戦略核兵器が非戦略核兵器に比較して強大である。Arms Control Association, ‘Missile Defense Systems at a Glance’, August 2019, (最終アクセス：2019年9月10日) [<https://www.armscontrol.org/factsheets/missiledefenseataglance>]

²⁰ Stockholm International Peace Research Institute, op.cit., p.249

²¹ Mark B. Schneider (2018), “Russian nuclear “de-escalation” of future war”, *Comparative Strategy*, 37:5, p.364

²² Ibid.

る戦術核は、アメリカの 200 発をはるかに超える 1830 発とされている²³。米露の保有するトータルの核弾頭数がほぼ同数であることを考えれば、ロシアにとっての戦術核の戦略的重要性の高さを表していると言えるだろう。

公開されているロシアの軍事ドクトリンによれば、核の使用が想定される場面として、ロシア及び同盟国に対して核兵器を含む大量破壊兵器による攻撃があった場合、もしくは、通常兵器による攻撃であってもそれがロシアの国家存立を脅かすような場合、の 2 つが挙げられている²⁴。これだけを見ると、ロシアの核に対する姿勢は、2018 年に公表されたアメリカの「核戦略体制の見直し」(NPR : Nuclear Posture Review²⁵) と大きく乖離したものでは無い。だが、ロシアの軍事政策に関しては、公式に公開されている軍事ドクトリン以外にも非公開の基本政策が存在しているため、公開されている情報だけでは全体像を完全に把握することができない点は留意が必要である。実際、政府や軍部の高官の発言からは、通常兵器による武力行使への報復に核兵器を使用する、という意味での核の先制使用 (first-use) のみならず、脅威に対する先制攻撃 (preemptive) や脅威に対する事前対処としての予防攻撃 (preventive) に際して、核を使用する可能性があることが度々言及されている²⁶。こうした発言にどのような意図があり、またどの程度実際の運用に反映される可能性があるのかは判然としないものの、アメリカが NPR の中で、ロシアのエスカレーション抑止戦略に言及し、非戦略核に対する抑止強化の重要性を認めていることを鑑みれば、非公式見解として無視できる状況にないということは言えるだろう。

軍備管理体制についても、ロシアの INF 全廃条約違反は度々指摘されており、2014 年にはオバマ政権がロシアに違反があると正式に結論づけ、問題を公表した。トランプ政権になると、ロシアとの関係悪化や INF 全廃条約に縛られない中国の動向にも影響を受け、INF 全廃条約は破棄されてしまった。これにより、ロシアはこれまで以上に積極的に中距離ミサイルの開発や配備を行うことが予想されるが、これは欧州防衛にとって大きな脅威となる。2018 年、リトアニアとポーランドに挟まれ、バルト海に面する唯一の不凍港を有するロシアの飛び地であるカリーニングラードに、戦術核搭載可能な

²³ Stockholm International Peace Research Institute (2018), “Sipri Yearbook 2018: Armaments, Disarmament and International Security”, Oxford University Press, p. 238, p.246

²⁴ 秋山信将・高橋杉雄編、前掲、47-51 頁

²⁵ OFFICE OF THE SECRETARY OF DEFENSE (2018), “2018 Nuclear Posture Review Final Report”, [https://media.defense.gov/2018/Feb/02/2001872886/-1/-1/1/2018-NUCLEAR-POSTURE-REVIEW-FINAL-REPORT.PDF] (最終アクセス：2019 年 11 月 4 日)

²⁶ Keith B. Payne and John S. Foster (2017), “Russian strategy Expansion, crisis and conflict”, Comparative Strategy, 36:1, pp.1-89, p.50

短距離ミサイルであるイスカンデルが配備されたが、このミサイルの射程も実際には短距離ではなく中距離ミサイルのレンジに入る可能性が指摘されている。イスカンデルのカリーニングラードへの配備はこれまでも軍事訓練の一環として行われており、特にアメリカのミサイル防衛システム東欧配備に対抗した2016年の配備はロシアとNATOとの間の緊張を高めることが懸念されたが²⁷、2018年の配備はさらに踏み込んで、一時的な配備では無く恒久的措置とされている²⁸。イスカンデルの射程は最大500km²⁹と言われており、リトアニアの首都ビルニュス、ラトビアの首都リガのみならず、バルト海を射程に収める。仮に、イスカンデルの射程が500kmを超えて700km程度まで伸びると、その射程はバルト海一帯から北欧をかすめ、南はベルリンをも含むことになる³⁰。カリーニングラードへの短中距離ミサイル配備は、バルト海へ展開するアメリカの艦隊を戦術核により攻撃することや、欧州の主要国軍事施設への戦術核攻撃をも可能とし、欧州防衛戦略の脆弱性を高める結果をもたらしている。

以上のように、ロシアの核戦略は核の使用に対し積極的とも言える姿勢を見せているが、使用が想定される具体的なシナリオは、どのようなものが考えられるだろうか³¹。公開されているドクトリンにおいては、国家の存立を脅かす侵略の発生が核使用への条件であるとされているが³²、前述の通りロシアにとっての国家存立の危機は、ロシアの考える勢力圏との統合に対する脅威も含むと考えられる。すなわち、ロシアの核心的利益に脅威が迫った場合には核の使用も辞さない、と読み替えることが出来るだろう。政

²⁷ BBC, 'Kaliningrad: New Russian missile deployment angers Nato', 22 November 2016, [https://www.bbc.com/news/world-europe-38070201] (最終アクセス：2019年9月6日)

²⁸ Raimundas Lopata (2018), "Kaliningrad in the European Security Architecture after the Annexation of Crimea", LITHUANIAN ANNUAL STRATEGIC REVIEW 2017-2018 Volume 16, pp.303-328

²⁹ Missile Defense Advocacy Alliance, 'Iskander-M (SS-26)', [https://missiledefenseadvocacy.org/missile-threat-and-proliferation/missile-proliferation/russia/iskander-m-ss-26/] (最終アクセス：2019年9月6日)

³⁰ Reuters, 'Germany says worried about Russian missiles in Kaliningrad', 9 March 2017, [https://www.reuters.com/article/us-germany-russia-kaliningrad-idUSKBN16F2P0], (最終アクセス：2019年9月12日)

³¹ なお、使用が想定される場面を明らかにすることは、相手に対する牽制として機能する。つまり、使用が想定される場面というのは、核抑止を期待する場面ということも出来る。核抑止という観点においては、核兵器をただ保有しているのみならず使用を想定することにより抑止が達成される、という考え方があり、ロシアのエスカレーション抑止戦略はこの考え方に属する。そのため、核の使用を想定する場面と実際の核使用に対する閾値は必ずしも一致するわけではないことには注意が必要である。

³² 山添博史 (2010)、「ロシアの新軍事ドクトリンと核兵器使用基準」、防衛研究所 NI DS コメンタリー 第13号 2010年8月13

府や軍高官の発言からも、そうしたメッセージを読み取ることが出来る。例えば、ロシアのラブロフ外相はロシアのクリミア併合後に、(クリミア奪還のための)クリミアへの武力行使はロシアのドクトリンの適用を招くとの発言を行なっている³³。2015年にはプーチン大統領が、クリミア併合の際に核兵器の使用を準備していたことを明らかにしている³⁴。こうした発言は、エスカレーション抑止戦略とも整合性がとれる内容であり、NATO のロシア勢力圏に対する侵入に対して核抑止の概念を持ち込んでいると捉えることが出来る。

4. NATO およびアメリカの核戦略

2012年に発表されたNATOの「抑止・防衛態勢見直し」³⁵は、オバマ大統領が標榜する核なき世界のコンセプトを踏襲する形で、核兵器の取り扱いについて慎重な姿勢を見せていた。核兵器の使用が検討されるような状況は“extremely remote”であると述べ、拡大核抑止は戦略核兵器によって実施するとされている。NATO加盟国内の核兵器保有国(アメリカ、イギリス、フランス)が採用する消極的安全保障、すなわち非核保有国への核兵器使用禁止措置について言及し、各国の核兵器使用に関する条件がNATOの核抑止戦略にも適用されるとの見解を示した。戦術核を含む核兵器に積極的な意味づけを行なっているロシアの核戦略とは、方向性が大きく異なっていることが伺える。

一方2014年のウクライナ侵攻後は、NATOにおいてもアメリカにおいても、ロシアが対処すべき脅威として明確に認識されるようになった。2016年に行われた首脳会談で発表されたワルシャワ宣言では、冒頭でロシアのウクライナ介入がNATOにとっての重大な脅威であると示した上で、集団安全保障体制へのコミットメントについて核抑止が重要な役割を果たすことを確認している³⁶。トランプ政権下で発表された2018年版NPRにおいては、ロシアのエスカレーション抑止戦略に言及した上で、限定的核使用に対する抑止能力向上のため、アメリカにおいても非戦略核というオプションを整備

³³ PRAVDA.Ru, 'No one should even try to attack Crimea - Russian FM Lavrov', 7 September 2014, [http://www.pravdareport.com/russia/128011-attack_crimea_lavrov/], (最終アクセス: 2019年9月12日)

³⁴ Reuters, 'Putin says Russia was ready for nuclear confrontation over Crimea', 15 March 2015, [<https://www.reuters.com/article/us-russia-putin-yanukovich/putin-says-russia-was-ready-for-nuclear-confrontation-over-crimea-idUSKBN0MB0GV20150315>] (最終アクセス: 2019年9月13日)

³⁵ North Atlantic Treaty Organization, 'Deterrence and Defence Posture Review', op.cit.

³⁶ North Atlantic Treaty Organization, 'The Warsaw declaration on Transatlantic Security', 9 Jul 2016, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_133168.htm] (最終アクセス: 2019年11月4日)

強化することが謳われている³⁷。

NATO の東欧へのミサイル防衛システム配備計画も、2014 年以降活発化している。2016 年 5 月 12 日、アメリカの地上配備型ミサイル防衛システムであるイージス・アショアがルーマニアで運用開始された³⁸。建設自体は 2013 年から始まったものであり³⁹、ロシアを強く意識した配備ではないものの、その翌日にはポーランドで 2 基目の建設が開始され、2020 年の運用開始予定（当初運用開始予定は 2018 年だったが、技術的問題により 2020 年に延期⁴⁰）となっている。NATO およびアメリカはこれらの配備について、中東（具体的にはイラン）の中距離弾道ミサイルから NATO 諸国を守るための措置であるとし、ロシアの核抑止戦略に対して影響を与えうる能力は現状も今後も持ち得ないと断言しているが、ロシアは相互確証破壊を脅かす行為であると反発。さらには、イージス・アショアに配備されたミサイル発射装置 MK-41 が中距離弾道ミサイルの発射装置として容易に転用可能であることを根拠に、ルーマニア及びポーランドへのイージス・アショア配備は、米露間の INF 全廃条約に違反していると主張し⁴¹、以前からロシアの本条約違反を訴えていたアメリカとの関係は、さらに緊張することとなった。

5. ロシアのウクライナ介入を防ぐことはできなかったのか、防ぐためには何が必要だったのか

ウクライナ介入とは、2014 年に起きた、ロシアのウクライナ政変（ユーロマイダン）に対する軍事的介入と、それに続くクリミア半島の非合法的併合のことを指す。ウクライナでは、NATO や欧米諸国と距離を置き、親ロシアの政策を採用するヤヌコーヴィチ大統領に対する不満が高まっていた。2013 年末には、欧州連合協定への署名を一方的に拒否したとして、ヤヌコーヴィチ大統領に対する抗議活動が行われたが、軍部がこ

³⁷ OFFICE OF THE SECRETARY OF DEFENSE (2018), “2018 Nuclear Posture Review Final Report”, op.cit.

³⁸ North Atlantic Treaty Organization, ‘Key missile defence site declared operational’, 12 May 2016, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/news_130721.htm?selectedLocale=en]（最終アクセス：2019 年 9 月 6 日）

³⁹ BBC, ‘US activates \$800m missile shield base in Romania’, 12 May 2016, [https://www.bbc.com/news/world-europe-36272686]（最終アクセス：2019 年 11 月 4 日）

⁴⁰ Reuters, ‘Poland says U.S. missile shield site delayed until 2020’, 23 March 2018, [https://www.reuters.com/article/us-poland-defence-usa/poland-says-u-s-missile-shield-site-delayed-until-2020-idUSKBN1GY2RE],（最終アクセス：2019 年 9 月 6 日）

⁴¹ BBC, ‘Russia says US missile system breaches nuclear INF treaty’, 11 May 2016, [https://www.bbc.com/news/world-europe-36269734],（最終アクセス：2019 年 9 月 12 日）

れに弾圧を加えようとしたことにより、抗議活動は暴力を伴う大規模なデモ運動へと変化していった⁴²。次第に死傷者の数も増加し、2014年2月、議会は大統領の追放を決定、ヤヌコーヴィチ大統領はロシアへと逃亡した。親露派の大統領追放に怒ったロシアは、ウクライナ国境にて15万人規模の軍事演習を実施し、さらには議会にてウクライナ国内のロシア系住民保護のため軍事介入を行うための承認を得ると、クリミア半島およびウクライナ東部ドンバス地方に特殊部隊を展開し、クリミア半島を掌握した。3月には住民投票を経てクリミアをロシアへ併合すると共に、ドンバスにおける分離独立運動を扇動し、内戦を引き起こした⁴³。この一連のロシアの行動が、ウクライナ介入と呼ばれるものである。

武力を用いた内政干渉、反政府運動の扇動、領土の編入は、ウクライナの主権を侵害するものであり、到底看過されるべきものではない。ウクライナは国連安全保障理事会での対応を求め、安保理は住民投票を無効としクリミアのロシア編入を承認しないよう求める決議案を提出したが、ロシアが拒否権を発動したため採択されなかった。代わりに国連総会にて同様の決議が行なわれ賛成多数で採択されたものの、その効力はロシアにクリミアから手を引かせる結果には至っていない。クリミアは今日まで、ロシアの支配下に置かれたままである。

ウクライナとアメリカ、ロシア、イギリスの3カ国は、ソ連崩壊に伴うウクライナの独立に際し、ウクライナが自国域内に残存したソ連時代の核兵器を放棄する代わりに、署名国がウクライナの主権、独立、及び領土の保全を確約する趣旨のブダペスト覚書に署名を行っている⁴⁴。ブダペスト覚書はあくまで、核不拡散条約（NPT）の非核加盟国に保障されたのと同様の安全保障について、署名国が改めて確認するという意味しか持たず、内容もウクライナに特有のものというわけではない。ウクライナは独立および核兵器の放棄に伴い、非核保有国としてNPTにも加盟しており、覚書があろうとなかろうと、本来は核攻撃の脅威には晒されないはずである。にも関わらず、ウクライナ（そして同様にソ連から独立し核兵器を破棄した旧ソ連国）がこうした覚書を必要としたのは、ロシアの潜在的な脅威を認識していたからとも考えることが出来るだろう。

⁴² Yuriy Shveda and Joung Ho Park (2016), "Ukraine's revolution of dignity: The dynamics of Euromaidan", *Journal of Eurasian Studies* 7 (2016), pp.85-91

⁴³ Reuters, 'Timeline: Political crisis in Ukraine and Russia's occupation of Crimea', 9 March 2014, [<https://www.reuters.com/article/us-ukraine-crisis-timeline/timeline-political-crisis-in-ukraine-and-russias-occupation-of-crimea-idUSBREA270PO20140308>], (最終アクセス：2019年9月11日)

⁴⁴ PIR Center, 'Memorandum on Security Assurances in connection with Ukraine's accession to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons', 5 December 1994, [<http://www.pircenter.org/media/content/files/12/13943175580.pdf>] (最終アクセス：2019年9月10日)

しかし、覚書の存在がロシアの脅威を押しとどめる効果を持たなかったことは、2014年のウクライナ介入によって明らかとなってしまった。ウクライナはロシアの行為がブダペスト覚書に違反しているとの主張を行ったものの、ロシアは①署名国の義務は消極的安全保障（非核兵器国に対して核兵器を使用しないこと）の提供であり、ロシアはウクライナに対して核兵器を使用していない、②ロシアの介入時、ウクライナの政権はクーデターにより成立した政権であったため、ブダペスト覚書の効力がそもそも及ばない、との主張により覚書への違反はなかったと反論した⁴⁵。覚書はその冒頭で、ウクライナの主権、独立、領土への安全保障を謳っており、核兵器を使用しなかったからといって、ロシアの行動は正当化されるものではない。しかし、アメリカおよびイギリスのウクライナに対する保護という点で言えば、ウクライナ介入において核兵器による何らかの脅しがあったことは確認されておらず、両国が本覚書から発生しうる何らかの義務を負っていたとは言えない。

仮に、ウクライナが NATO 加盟国であったとすれば、北大西洋条約第 5 条に定められた集団防衛義務により、集団的自衛権の発動が行われていた可能性がある。第 5 条の発動は過去一度しか発生したことがなく、かつその一回は 9.11 同時多発テロを受けたアメリカに対するものであったことを鑑みると、第 5 条の発動要件が確立しているとは言えない。しかし、NATO 傘下の国に対して武力による主権の侵害が行われているという状況において、手を拱いて何も行動を起こさないということになれば、同盟の信頼性を大きく毀損することになる。そして、ここで重要なことは、ロシアにとっても第 5 条の発動要件は不明瞭である一方、同盟の信頼性への影響を考慮すれば一定の反応があると想定する方が自然であり、第 5 条発動の可能性が少しでも存在するのであれば、NATO さらにはアメリカとの全面対決を避ける心理が働くということである。実際、ウクライナが NATO に加盟していれば、ロシアは今回と同じような行動には出なかつただろうと考える専門家は多い⁴⁶。

ただし、ウクライナの NATO 加盟は当初から実現困難な状況であったことは考慮する必要がある。ロシアにとってウクライナが核心的利益として重要な意味を持っていたことは既に述べた通りだが、ウクライナ国内においても NATO 加盟は手放しで歓迎されていたわけではなかった。ウクライナでは、親欧米派は必ずしも多数派ではない。

⁴⁵ Mark Fitzpatrick (2014), “The Ukraine Crisis and Nuclear Order”, *Survival*, 56: 4, pp.81-90

⁴⁶ Keith C. Smith (2019), “A NEW COLD WAR: PERSONAL REFLECTIONS REGARDING RUSSIA’S MISSED OPPORTUNITIES WITH NATO, UKRAINE AND ITS WESTERN NEIGHBORS”, *American Diplomacy*. 合六によれば、ウクライナの高官が NATO の保障を受けているバルト三国について羨ましいとのコメントをしている。合六強 (2015)、「ウクライナと NATO 加盟問題」、*EUSI Commentary* Vol. 59, 3 頁

2008年9月に行われた世論調査によれば、南オセチア紛争（ジョージアの自治州である南オセチアの独立運動にロシアが武力介入した結果、ロシアとジョージアの間で生じた紛争）後の調査にも関わらず、ウクライナにとって最も良い選択として親欧米軍事同盟への加入を挙げた人の割合は、親露軍事同盟への加入を挙げた人の割合と同じ（28%）であり、どちらのブロックにも属さないことを望む人も25%であった⁴⁷。バルト三国が、独立の早い段階からロシアからの介入を脅威と捉え、NATO加盟を安全保障上の一丁目一番地としてきたのとは対照的に⁴⁸、ウクライナにおいてはロシアを脅威と捉える向きは多数派ではなかった。南オセチア紛争がウクライナ国内での軍事的脅威につながる可能性があると考える人も30%程度⁴⁹であり、ウクライナとロシアの複雑な関係を垣間見ることが出来る。この数字を示した論文の中では、ロシアと欧米の間でバランスを取ることが、ウクライナにとって最善の選択であるとの指摘もあり⁵⁰、むしろその後ウクライナがNATOへの傾倒姿勢を見せたことが親欧米派と親露派の間の内紛と内政の不安定化につながり、結果として介入を招いたと捉えることも出来るだろう。

NATOの既存加盟国の間でも、NATOの東方拡大とウクライナの加盟に対しては慎重な意見が寄せられていたことは指摘する必要がある。一部のNATO加盟国は主に、更なる東方拡大がロシアとの関係をさらに不安定化させること、過度な加盟国拡大が同盟の結束を希薄化させること、の二点を懸念していた⁵¹。前者については第2項でも述べた通り、ウクライナがソ連構成国の中でもとりわけロシアにとって重要な勢力圏であり、ロシアからの心理的距離も核心的利益の大きさも、バルト三国とは大きな差が存在していることへの懸念である。一部の加盟国は、そのような勢力圏へのNATO拡大は、ロシアのNATOに対する不信感を高め、欧州の安定を脅かす可能性があると考えてい

⁴⁷ Dominique Arel (2008), "Ukraine Since the War in Georgia", *Survival*, 50:6, p. 15-25

⁴⁸ エストニア、ラトビア、リトアニアでは、NATO加盟が達成されたことで自国の安全保障に対する不安が解消されたとの認識を持つ人も多く、国内において安全保障に対する関心の低下が問題視されていた。Eglė E. Murauskaitė (2018), "Nuclear Matters: Lithuanian Security Culture in the Context of NATO Trends", *LITHUANIAN ANNUAL STRATEGIC REVIEW 2017-2018 Volume 16*, pp. 35-58. Viljar Veebel (2018), "(Un)justified expectations on nuclear deterrence of non-nuclear NATO members: the case of Estonia and Latvia?", *DEFENSE & SECURITY ANALYSIS*, VOL. 34, NO. 3, pp. 291-309

⁴⁹ Dominique Arel (2008), *op.cit.*

⁵⁰ Dominique Arel (2008), *op.cit.*

⁵¹ James B. Steinberg and Philip H. Gordon (2001), 'NATO Enlargement: Moving Forward; Expanding the Alliance and Completing Europe's Integration', 15 November 2001, *BROOKINGS POLICY BRIEF DECEMBER 2001 NO. 90*

た。欧州の安定に寄与するという NATO のミッションと、ウクライナの NATO 加盟は矛盾を孕んでいたのである。過度な加盟国拡大による同盟の希薄化については、拡大抑止の有効性との関係からも重要な指摘である。NATO は軍事同盟であり、加盟国に対する集団防衛義務を相互に負うことから、過度な同盟拡大は紛争への巻き込まれリスクの増大にもつながる。先に指摘した通り、有事の際に同盟国を見捨てることは同盟に対する信頼を大きく毀損することになるため、容易な判断ではない。一部の国はこのような、ウクライナの NATO 加盟に伴うリスクの大きさを懸念していた。結果として、ウクライナの NATO 加盟に向けた NATO 側の対応は、MAP への参加は未だ認めないものの、将来的な加盟については前向きな姿勢を表明するという、中途半端なものとなった⁵²。

6. NATO 傘下の旧ソ連国家に NATO の拡大抑止は機能しているのか

ロシアのウクライナ介入およびクリミア併合を受け、バルト三国はロシアに対する警戒感を高めている。NATO は非加盟国であるウクライナに対して直接的な行動を起こすことはなかったものの、東欧加盟諸国に対しては同盟への信頼性を高めるための様々な措置を、事件後比較的すぐのタイミングで講じている。まず、バルト海での領空警備強化と、ウクライナでのロシアの動きを監視するための早期警戒管制機の派遣が行われた⁵³。バルト海での領空警備は 2004 年から行われているものだが、アメリカを始めとする主要同盟国が追加の戦闘機(F-15)を配備し、体制の強化を図った⁵⁴。2014 年の NATO ウェールズサミットにおいては、軍事演習の強化や、集団防衛シナリオに対する意識を高めることが合意され⁵⁵、同盟の信頼性と抑止力を高めるための軍事的プレゼンス強化と、同盟の体制及び能力の見直しからなる即応性行動計画 (RAP: Readiness Action Plan) が準備された⁵⁶。こうした措置は、NATO の東欧におけるプレゼンス強化と、ロシアのバルト三国への介入という事態を、具体的な集団防衛シナリオとして想定

⁵² North Atlantic Treaty Organization, 'Bucharest Summit Declaration', 03 April 2008, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_8443.htm?mode=pressrelease], (最終アクセス: 2019 年 11 月 18 日)

⁵³ Paul Belkin, Derek E. Mix and Steven Woehrel (2014), "NATO: RESPONSE TO THE CRISIS IN UKRAINE AND SECURITY CONCERNS IN CENTRAL AND EASTERN EUROPE", Current Politics and Economics of Russia, Eastern and Central Europe Volume 29, Number 2, p.285

⁵⁴ Ibid., p.285

⁵⁵ North Atlantic Treaty Organization, 'Exercises', 01 Jul 2019, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_49285.htm] (最終アクセス: 2019 年 9 月 6 日)

⁵⁶ North Atlantic Treaty Organization, 'NATO's Readiness Action Plan (Fact Sheet)', December 2014, [https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_2014_12/20141202_141202-facstsheet-rap-en.pdf], (最終アクセス: 2019 年 9 月 6 日)

することを意味していると考えられる。軍事演習の規模も 2014 年以降は拡大傾向が見られ、2011 年より実施されていたバルト三国を中心とした陸上軍事演習である Saber Strike については、2014 年に人員を倍増しての実施となって以降、参加人員は増加の一途をたどっている⁵⁷。バルト海を舞台にした年次大規模演習である BALTOPS についても、規模の拡大と想定シナリオの精緻化が行われているという⁵⁸。なお、BALTOPS はロシアが参加することもあったが、2014 年以降は招待されていない⁵⁹。2015 年には、NATO 即応部隊 (NRF : NATO Response Force) の大幅な増兵と、東欧及び南欧における脅威に対応するための小規模司令部である NATO 軍統合部隊 (NFIUs : NATO Force Integration Units) の創設が行われた⁶⁰。NFIUs はバルト三国及びブルガリア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキアの計 8 カ国に置かれており、東欧防衛が強く意識されていることは間違いない。2016 年には、バルト三国とポーランドを特定する形で、抑止防衛体制の強化を行うことについて NATO 首脳の間で合意がなされている⁶¹。

ウクライナ介入以降の NATO について、ここまで見てきたような対応を鑑みれば、同盟国に対する集団防衛の提供に対する一定のコミットメントがあることは間違いな

⁵⁷ 2013 年までは 2,000 人規模での実施だったが、2014 年には 4,500 人、2016 年には 10,000 人を超え、2018 年には 18,000 人が参加した。なお、2019 年の情報は公開されていない。U.S. Army, 'Saber Strike 2013 demonstrates multinational partnership in Baltics', 18 June 2013, [https://www.army.mil/article/105790/saber_strike_2013_demonstrates_multinational_partnership_in_baltics]. U.S. Army, 'Saber Strike 2014 builds partnerships, capabilities in Baltic region', 13 June 2014, [https://www.army.mil/article/127921/saber_strike_2014_builds_partnerships_capabilities_in_baltic_region]. LITHUANIAN ARMED FORCES, 'Saber strike 2016', 1 June 2016, [http://kariuomene.kam.lt/en/international_military_exercises/military_exercises_2016/saber_strike_2016_4630.html]. U.S. Army Europe, 'Saber Strike Infograph', [<https://www.eur.army.mil/Portals/19/documents/Infographics/Infograph-SaberStrike2018.pdf?ver=2019-01-22-114953-720>]. (最終アクセス：2019 年 9 月 12 日)

⁵⁸ NAVAL Technology 'BALTOPS 2014 multinational naval exercise begins', 8 June 2014, [<https://www.naval-technology.com/news/newsbaltops-2014-multinational-naval-exercise-begins-4288097/>] (最終アクセス：2019 年 9 月 12 日)

⁵⁹ North Atlantic Treaty Organization, 'NATO navies test readiness in Baltic Sea', 08 Jun 2019, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/news_166717.htm]

⁶⁰ North Atlantic Treaty Organization, 'NATO's Readiness Action Plan (Fact Sheet)', June 2016, [https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_2016_06/20160614_1606-factsheet-rap-en.pdf] (最終アクセス：2019 年 9 月 6 日)

⁶¹ North Atlantic Treaty Organization, 'Deterrence and defence', 20 Jun. 2019, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_133127.htm] (最終アクセス：2019 年 9 月 13 日)

い。では、どのような状況において、NATO の抑止は崩壊する可能性があるのか。ウクライナの場合には、防衛義務を負わない NATO がロシアと直接的に対峙するリスクを負ってまで軍事的介入を行う可能性が低いことを、ロシアは想定していたはずである。南オセチア紛争の際の NATO の限定的な反応も考慮すれば、核心的利益であるウクライナが NATO 傘下に入った挙句、黒海における米軍のプレゼンスが上昇するような事態は、欧米諸国との関係悪化を差し出しても、阻止すべきと考えられていただろう。しかし、バルト三国の場合は、既に NATO の防衛義務が発生しているため、迂闊な武力行使は NATO の軍事的介入を招く可能性が高い。そうした状況の中で、NATO の抑止が崩壊し、ロシアのバルト三国への武力行使が発生するシナリオとして考えられるのは、ロシアと NATO との間にバルト三国に対する利益の格差が生じているとロシアが捉えた場合である。これは、バルト三国から見れば見捨てられリスクが顕在化することを意味しており、最も警戒しているシナリオであろう。ウクライナ介入後にバルト三国が積極的に脅威の存在を発信し、NATO がそれに応える形で具体的な行動をとったことは、現時点ではこのシナリオの実現可能性を低下させていると考えられる。NATO の行動には対同盟国と非同盟国との間に大きな差を見てとることができ、このことは NATO の抑止力強化につながっていると言えるだろう。

まとめ

これまでの議論を踏まえ、核抑止の有効性について考えたい。ウクライナ介入の項でも述べた通り、もしウクライナが NATO に加盟していたとすれば、ウクライナ介入とそれに続くクリミア併合は起こらなかったのでは無いか、という考え方は非常に魅力的である。しかし、ウクライナとバルト三国の間には、ロシアから見た利益という観点でそれなりの差があり、平和裡にウクライナが NATO へ加盟することそれ自体が、そもそも非現実的であった可能性が高い。拡大核抑止の前提には、抑止を与える側の対象国に対する利益と、抑止に挑戦する側の対象国に対する利益が拮抗している必要があり、利益の格差が生じた場合には抑止は崩れてしまう。この前提を踏まえれば、ロシアにとっての核心的利益であるウクライナに、NATO が拡大抑止を提供することそのものが困難であったと考えられる。更にいえば、米露の関係に亀裂が入って以降の NATO 加盟に向けた取り組みは、むしろロシアの警戒心を過剰に高め、ウクライナ介入につながったとも考えられる。ロシアとの紛争を抱えている国家を NATO に迎え入れることは、その紛争に NATO が巻き込まれることにもつながり、ロシアが核兵器に対して一定の役割を与えている現状ではリスクの大きい行為であり、今後しばらくはウクライナの NATO 加盟が実現する可能性は低いだろう。

一方、バルト三国についてはすでに NATO への加盟を果たしており、現時点では拡大抑止の効果が発揮されていると考えられる。ウクライナへの介入に対し、NATO へ加盟していればこんなことにはならなかったとの声が一定数あることは、逆説的に

NATO の拡大抑止に対する信頼感を裏付けているとも言える。先に述べた通り、ロシアの勢力圏という観点からも、バルト三国に対するロシアの脅威はウクライナに対するものに比べて限定的である。利益の格差という観点においても、NATO とロシアの間に現時点で拡大抑止を崩壊させ得る程の利益の格差が存在しているとは言えない。ロシアと NATO、とりわけアメリカとの関係は冷え込んでおり、バルト三国が偶発的な紛争の火種となる可能性はゼロとは言えないものの、NATO は引き続き同盟国へのコミットメントを強く表明しており、同盟国への武力を伴う介入が行われた場合、同盟に対する信頼を毀損させるような対応を取る可能性は低い。バルト三国内においては、ロシア系住民の処遇に関する問題は引き続きロシアの介入を招く潜在的リスクではあるものの、ウクライナとは異なり欧州の一員であるという意識は強く、NATO との結びつきを弱めるような国内の分断は想定しづらい。ロシアとしても、NATO の拡大抑止に挑戦してまでバルト三国に軍事力を行使することは現時点でのコストベネフィットから考えれば現実的な選択肢ではないと考えられる。

ただし、核抑止に対する脅威として、ロシアのエスカレーション抑止戦略には引き続き注意を払う必要がある。NATO の核戦略は、ウクライナ介入以降も軍縮・不拡散に重きを置いたトーンが弱まる程度の変更にとどまり、限定的核戦争が許容される雰囲気醸成され、ロシアに限らず世界中で核兵器の使用に対するハードルが下がるという状況が起きることは考えづらい。一方、ロシアと NATO の間の戦術核弾頭数のギャップについては、抑止の観点からそれを埋めていくことの必要性が、とりわけアメリカにおいては強く認識されていると言っていだろう。INF 全廃条約は米露間の軍縮への取り組みを象徴するような存在であっただけに、破棄されてしまったことは大変残念であり、ロシアの条約違反に対する批判の根拠が失われたことは憂慮すべき状況である。しかし、ロシアが条約違反を繰り返すのみならず、戦術核使用への積極的な姿勢を引き続き貫くのであれば、抑止の観点から現在の NATO の戦術核における大きな劣後はロシアに戦術核使用の更なるインセンティブを与える可能性がある。INF 全廃条約の破棄の背景の一つとして、このギャップが念頭に置かれていたと考えるのは自然なことだろう。実際、2018 年 NPR において、主にロシアの非戦略核に対する抑止を想定し、アメリカが非戦略核を含む多様な抑止オプションを強化することが述べられている⁶²。

ロシアの安全保障に対する考え方は、アメリカや NATO のそれとは異なっており、NATO の動きがロシアの勢力圏に対する脅威と看做された場合、ロシアが再び強硬な姿勢を取ることは十分に考えられる。ロシアに対する NATO の相対的な脅威認識は、今後も高止まりする可能性が高い。ロシアにとっての勢力圏が、NATO やアメリカの同盟圏と重なる部分がある場合には、双方が合理的判断を行うための基盤として、バル

⁶² OFFICE OF THE SECRETARY OF DEFENSE (2018), “2018 Nuclear Posture Review Final Report”, op.cit.

ト三国で見られたような拡大抑止効果が今後も必要とされるだろう。核軍縮や核不拡散が盛んに議論されていた頃から考えれば、「核の復権」⁶³とも言える状況が存在していることは間違いない。未だに 13,865 発⁶⁴もの核弾頭が地球上に存在しているという現実を鑑みれば、核抑止論は決して時代遅れの論ではない。むしろ、新たなオプションの出現や安全保障環境の変化に応じて、どう抑止を成立させていくかについては、核軍縮や核不拡散と同時に議論されていく必要があるだろう。

⁶³ 秋山信将・高橋杉雄編、前掲

⁶⁴ Stockholm International Peace Research Institute (2019), op.cit., p.11

文献目録

- 兵頭慎治 (2002) “プーチン・ロシア新政権の対外・安全保障戦略”、防衛研究所紀要 第4巻第3号 (2002年2月)
- 木村汎 (2004)、“プーチンの対米外交”、日本国際問題研究所報告書 平成15年度「新しい米欧関係と日本 (欧州の自立と矜持)」
- 日本国際問題研究所 (2010)、“岐路に立つ NATO－米欧同盟の国際政治－”
- マーク・フィッツパトリック (2010) “欧州における核軍縮に関する情勢”、立法と調査 2010.10 No.309, 74-89
- 山添博史 (2010)、「ロシアの新軍事ドクトリンと核兵器使用基準」、防衛研究所 NIDS コメンタリー 第13号 2010年8月13
- 合六強 (2015)、「ウクライナと NATO 加盟問題」、EUSI Commentary Vol. 59、3頁
- 小泉悠 (2016)、『軍事大国ロシア：新たな世界戦略と行動原理』、作品社
- 廣瀬陽子 (2017)、“ウクライナ危機の長い影 ロシアと NATO”、国際問題 No.667 (2017年12月) 15-26頁
- 小泉悠 (2019)、『「帝国」ロシアの地政学：「勢力圏」で読むユーラシア戦略』、東京堂出版
- 秋山信将・高橋杉雄編 (2019)『「核の忘却」の終わり：核兵器復権の時代』、勁草書房
- Hans J. Morgenthau (1964), “The Four Paradoxes of Nuclear Strategy”, The American Political Science Review, Vol. 58, No. 1 (Mar., 1964), pp. 23-35
- Dominique Arel (2008), “Ukraine Since the War in Georgia”, Survival, 50:6, pp.15-25
- HUGH BEACH (2009), “THE END OF NUCLEAR SHARING? US NUCLEAR WEAPONS IN EUROPE”, RUSI JOURNAL DECEMBER 2009 VOL. 154 NO. 6 pp. 48-53
- Scott D. Sagan and Kenneth N. Waltz (2012), “The Spread of Nuclear Weapons: An Enduring Debate”, W W Norton & Co Inc
- Paul Belkin, Derek E. Mix and Steven Woehrel (2014), “NATO: RESPONSE TO THE CRISIS IN UKRAINE AND SECURITY CONCERNS IN CENTRAL AND EASTERN EUROPE”, Current Politics and Economics of Russia, Eastern and Central Europe Volume 29, Number 2, p.285
- Mark Fitzpatrick (2014), “The Ukraine Crisis and Nuclear Order”, Survival, 56:4, pp.81-90
- JACEK DURKALEC and MATTHEW KROENIG (2016), “NATO’s Nuclear Deterrence: Closing Credibility Gaps”, The Polish Quarterly of International Affairs, 2016, no. 1, pp.37-50, p.38
- Yuriy Shveda and Joung Ho Park (2016), “Ukraine’s revolution of dignity: The dynamics of Euromaidan”, Journal of Eurasian Studies 7 (2016), pp.85-91

Keith B. Payne and John S. Foster (2017), "Russian strategy Expansion, crisis and conflict", *Comparative Strategy*, 36:1, pp.1-89

Steve Andreasen (2017) "Rethinking NATO's Tactical Nuclear Weapons", *Survival*, 59:5, pp.47-53

Robert H. Donaldson (2017) "The Role of NATO Enlargement in the Ukraine Crisis", *the soviet and post-soviet review* 44 (2017) pp.32-52

Bruno Tertrais (2018) "Russia's Nuclear Policy: Worrying for the Wrong Reasons", *Survival*, 60:2, pp.33-44

Stockholm International Peace Research Institute (2018), "Sipri Yearbook 2018: Armaments, Disarmament and International Security", Oxford University Press,

Eglė E. Murauskaitė (2018), "Nuclear Matters: Lithuanian Security Culture in the Context of NATO Trends", *LITHUANIAN ANNUAL STRATEGIC REVIEW 2017-2018* Volume 16, pp. 35-58

Viljar Veebel (2018), "(Un)justified expectations on nuclear deterrence of non-nuclear NATO members: the case of Estonia and Latvia?", *DEFENSE & SECURITY ANALYSIS*, VOL. 34, NO. 3, pp. 291–309

Mark B. Schneider (2018), "Russian nuclear "de-escalation" of future war", *Comparative Strategy*, 37:5

Raimundas Lopata (2018), "Kaliningrad in the European Security Architecture after the Annexation of Crimea", *LITHUANIAN ANNUAL STRATEGIC REVIEW 2017-2018* Volume 16, pp.303-328

Keith C. Smith (2019), "A NEW COLD WAR: PERSONAL REFLECTIONS REGARDING RUSSIA'S MISSED OPPORTUNITIES WITH NATO, UKRAINE AND ITS WESTERN NEIGHBORS", *American Diplomacy*